

【 i 総務課・少子化対策企画室関係】

1. 少子化をめぐる状況等について（関連資料1参照）

昨今の少子化をめぐる状況については、合計特殊出生率の低下が懸念されて久しく、過去最低であった平成17年の1.26からはやや回復したものの、平成23年も1.39と、依然として低い水準にとどまっており、深刻な少子化の進行に歯止めがかかっていない。

平成24年1月人口推計（中位）によれば、2060年に産まれる子どもの数は現在の約5割（48.2万人）となり、高齢化率は現在の約2倍（39.9%）、生産年齢人口（15～64歳）も現在の約2分の1近くに急激に減少するとされている。

他方、「出生動向基本調査」によると、国民の結婚や出産に対する希望は独身男女の約9割は結婚意思を持っており、希望子ども数も男女とも2人以上となっており、上記の推計されている状況と実際の国民の希望とは大きく乖離している。

この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事の生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、具体的には若年者の非正規雇用の増加や、女性の出産・育児による離職の他、子育て世代の男性の長時間労働や子育ての孤立化と負担感の増加など出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが多い。

これら問題の解消を目指し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくには、保健福祉、教育、商工労働等の各分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域におけるNPOや企業等との協働のもとで、ワーク・ライフ・バランスの実現と包括的な次世代育成支援の枠組みの構築とを同時に進め、総合的な対策を推進することが必要である。

2. 安心こども基金について（関連資料2参照）

安心こども基金は、待機児童解消のための集中的な保育所整備のほか、ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援の実施、東日本大震災により被災した子どもへの支援等を行っているところであり、基金のメニューのうち、保育所整備等については、平成24年度予備費において積み増し（1,118億円）、事業実施期限を平成25年度末まで延長した。

認定こども園等における保育の充実やひとり親家庭の支援等についても、平成25年度も引き続き推進していく必要があることから、平成24年度補正予算案で安心こども基金を積み増す（118億円）とともに、事業実施期限を平成25年度末まで延長することとしている。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充することとしている。

さらに、保育士の人材確保に向けて、保育士等の処遇改善を実施するとともに、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付等を実施する。（438億円）

予備費分については既に配分したところであるが、補正予算分については、都道府県の安心こども基金の執行状況を踏まえた上で、必要額を交付することとしている。

3. 地域子育て支援拠点の機能強化等について

(関連資料3～5参照)

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みとして展開してきた。

「子ども・子育てビジョン」においても、1万か所(中学校区に1か所)の設置を目標として掲げ、平成23年度においては5,722か所(国庫補助対象分)が設置されているところである。

平成27年度の本格施行を目指している「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援を一体的に提供する仕組みである。

本格施行に際しては、子育て家庭が身近な場所で、これらの子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるよう、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約・分かりやすく提供し、実際の利用につなげていく機能が重要となる(=「利用者支援」機能)。

(参考)

「利用者支援」は、「子ども・子育て新システムの基本制度について」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)に明記。法案審議の過程で、「利用者支援」の重要性が共通認識となり、三党合意に基づく法案修正により、市町村事業として法定化。

あわせて、拠点施設に集まる親子の交流・相談支援に止まらず、拠点施設が、地域全体で子育て中の親子を支援するための人的ネットワークの中核としての役割が期待される。(=「地域支援」機能)

これらの需要に対応できるよう「地域機能強化型」を創設することにした。

「地域機能強化型」では、

- ①地域の子育て家庭に対して、子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう情報の集約・提供等を行う「利用者支援」機能
- ②親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働といった取組に対して支援・協力等を行う「地域支援」機能を付加することで機能強化を図り、地域の子育て支援の一層の拡充を図る

とともに、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を目指す。

※ 子ども・子育て支援新制度の本格施行時には、「利用者支援」・「地域支援」双方について担うことを想定している。

なお、従事する職員一人ひとりには、地域の子育て支援の状況に精通し、関係機関のネットワークの中核をとしての役割を担うなど高い資質が求められることから、研修代替職員の雇い上げ費にかかる経費等を専門性強化対策費として補助基準額に上乘せしている。職員が研修へ参加する機会を確保し、質の向上を図られたい。

また、従来の「ひろば型」・「センター型」においては、実施形態が多様化し、いずれの類型ともに親子の交流・相談援助双方に力を入れるレベルの高い実施施設が増えてきたことなどから、「一般型」として再編し、職員の配置状況や活動内容に応じた支援の仕組みとすることにした。（「児童館型」は「連携型」として実施対象施設等を見直し。）

地域子育て支援拠点における日々の活動を通じて、保護者と支援者がつながり、保護者間のつながりを深めてきたことが、乳幼児を抱える親子の状況把握や保護者の育児不安の軽減に大きな役割を果たしていることを踏まえれば、地域子育て支援拠点を身近な地域に設置し、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を確保することが重要であるので、各自治体におかれては、引き続き、積極的な設置促進を図られたい。

4. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成25年度予算案において、23億円計上したところであり、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

また、平成24年度補正予算においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として4億円計上し、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の整備における交付額の嵩上げ(1.35倍)を可能としている。

② 安心子ども基金について

平成20年度～平成23年度の各補正予算において予算化された安心子ども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしているが、平成24年度予備費及び平成24年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成25年度末まで延長することとしたところである。

また、保育所の整備事業等について、平成25年度中に工事に着手し、26年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

なお、子ども・子育て支援新制度施行後の保育所等の設置については、新設だけでなく、賃借も含めた様々な方法が考えられることから、それぞれの施設の施設基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案し、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費・委託費を設定し、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援していく。

加えて、保育所や幼保連携型認定子ども園については、当面、緊急に対応する必要のある施設の新設等に対し、児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定し、市町村が計画する保育所や認定子ども園の整備を国が支援することとしている。

こうした施策の組合せにより、市町村が地域の学校教育・保育の需要に確実に応えることが可能になるように支援を行う予定である。

③ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④ 木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

⑤ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必

要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥ P F I手法を活用した施設整備の推進について

児童福祉施設等におけるP F I事業の推進にあたっては、「P F I事業の案件形成に積極的に取り組む分野について」（平成24年11月30日民間資金等活用事業推進会議決定）により、さらなるP F I事業の活用が求められていることから、下記内閣府ホームページを参照の上、積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

（参考）内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/12/pfi.html>

（２）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

② 児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくよ

うお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③ 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

- (平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
 - ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
 - ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
 - ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成24年11月27日雇児総発1127第1号、社援基発1127第2号、障企発1127第1号、老総発1127第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)
 - ・「今冬のインフルエンザ総合対策について(平成24年度)」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑤ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成22年3月改正)を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

社会的養護施設については、3年に1回以上の受審と結果の公表が義務づけられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

⑥ 被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知している。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」(平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)

(3) 社会福祉施設等の防災対策について

① 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消化対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）
- ・「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号）

② 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）に

より、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
 - 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
 - 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護
- エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

③ 児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成22年に実施した「社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査」の調査結果によると、社会福祉施設等の全国の耐震化率は81.3%となっており、児童福祉施設等の耐震化率は71.4%と下回っている。

（関連資料6参照）

各都道府県市においては、この調査結果を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成25年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

④ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑤ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成24年8月24日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いします。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成24年8月24日雇児発0824第2号、社援発0824第3号、障発0824第2号、老発0824第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いします。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成25年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いいたします。

5. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に平成23年度決算検査報告で会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定の際、扶養義務者の所得税額等の調査確認が十分でなく、徴収金の額が誤っていたこと等が指摘されており、適正な事務が確保されるよう税務関係機関等との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。
- ・ 保育所運営費の民間施設給与等改善費や主任保育士専任加算の適用の誤り等、各種加算の適用にあたっては、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。
- ・ 民間保育所が、当期末支払資金残高を過大に保有している場合の取扱いについて、「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」（平成12年児保第21号）の一部改正により指導方法等を明確

にしたところである。具体的には、①将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、②それでもなお、運営費収入の30%を超えている場合は民改費の加算を停止することとしており、指導監督に当たって遺漏のないようお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

6. 居所不明児童への対応について

今般、文部科学省から、義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のため、教育委員会と関係機関との連携に関する通知が発出された。

通知では、各市町村教育委員会や義務教育諸学校と関係機関との連携に関して、児童福祉関係機関等との適切な情報共有、要保護児童対策地域協議会への参加等による児童福祉関係機関等との連携した対応について改めて言及されている。

市町村児童福祉主管部局や児童相談所におかれては、居所不明の児童生徒に関する情報を各市町村教育委員会や義務教育諸学校と共有した場合には、事案に応じて適切に対応していただくほか、市町村児童福祉主管部局においては、児童手当支給担当部署とも情報を共有するなど、関係部署間で適切に情報を共有していただくようお願いする。 (関連資料7参照)

なお、乳幼児健診未受診や居住実態が把握できない未就学児童への対応も含めて、養育支援を特に必要とする家庭の把握等については、前述のとおり、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)で次の内容が示されているので、引き続き、適切な対応をお願いする。

(iv. 虐待防止対策室 関連資料4、5参照)

- (1) 市区町村は、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等の保健・福祉サービスの未受診等の家庭の状況を把握。

- (2) 支援の検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議。
- (3) 居住実態が把握できない家庭については、児童相談所が安全確認等を行うほか、必要に応じ、行方不明者届の提出について警察に相談。

7. 生活扶助基準の見直しに伴う対応について（関連資料8参照）

平成25年度予算案において生活保護制度の生活扶助基準の見直しが予定されているが、この見直しに伴い影響を受けうる他制度については、2月5日の閣僚懇において、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することが基本的な考え方とされた。

現行制度においても、保育所及び児童入所施設措置費の保育料や徴収金については、仮に生活保護の対象から外れ、市町村民税非課税世帯に階層区分が変更したとしても、特に困窮していると市町村長が認めた世帯については無料とすることが可能となっており、上述のできる限りその影響が及ばないよう対応するという基本的な考え方にに基づきご対応をお願いしたい。

また、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業及び病児・病後児保育事業についても、同様の取り扱いができるよう交付要綱等の改正を予定しているため、同様のご対応をお願いしたい。

8. 新型インフルエンザ等に関する対応について

(1) 新型インフルエンザ等に関する対応について（関連資料9参照）

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、平成23年9月20日に改定がなされた「新型インフルエンザ対策行動計画」の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ等（※）発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小になるようにするため、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）が公布されたところ。

同法の施行（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、関係政令や、新たに策定する政府行動計画、ガイドライン等に係る重要事項を中心に、平成24年8月から、新型インフ

ルエンザ等対策関係閣僚会議の下で開催される新型インフルエンザ等対策有識者会議で議論がなされ、平成25年1月29日に中間とりまとめがとりまとめられた。

※ 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ及び新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう（特措法第2条）

（2）児童福祉施設で業務に従事する者に対する特定接種について

（関連資料10、11参照）

特措法では、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府本部長がその緊急の必要があると認めるときに、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うこととされている。

中間とりまとめでは、この臨時に行われる予防接種（特定接種）の位置付け、対象者の基準の考え方が整理されており、「サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業」として児童福祉事業の業務に従事する一定の従事者が特定接種の対象となることが適当とされているところである。

（注）通所施設、短期入所施設は、特措法第45条等に基づくサービスの休止要請がなされる対象施設であることから、特定接種の対象となる登録事業者とはしないこととされている。なお、医療提供者やその他の特定接種対象者が養育する児童等を預かる保育所等の確保方法については、今後検討することが必要とされている。

今後、本中間とりまとめの内容を十分に踏まえ、新たな政府行動計画やガイドライン等が策定されるとともに、特定接種の対象となる登録事業者に係る基準や業務継続計画の策定等が検討されていくことになっていることから、貴管内児童福祉施設に広く周知をお願いしたい。

なお、公務員の特定接種対象者についても、登録事業者における対象者の考え方を踏まえ、検討を進めていくとされている。

9. 東日本大震災への対応について

東日本大震災への対応については、種々ご尽力いただいているところであるが、安心こども基金で実施している、震災孤児・遺児への支援などの被災した子どもへの支援については、平成24年度補正予算において安心こども基金を積み増し・延長したところであるので、引き続き積極的な活用をお願いします。

特に両親を亡くした子ども、ひとり親となった子どもに対しては、必要な支援が継続されるようお願いする。

